

第2号様式

法令適用事前確認手続回答書

平成21年10月7日

殿

国土交通省総合政策局建設業課長

平成21年9月8日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の適用対象となる。

2 照会法令の適用の有無を判断するための基準

照会のあった事実において、A社がB社に対して発注する予定の太陽光発電装置の設置及び屋根葺替工事については、建設業法別表第一の屋根工事業に該当する。したがって、建設業法第3条に基づき、請負代金の額が500万円以上である場合には屋根工事業の許可を受けなければならない。